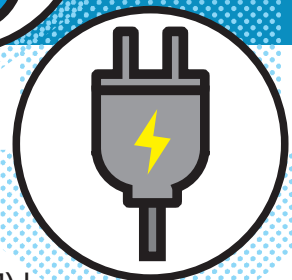


エネルギーコスト削減

につながる取組を行う

製造業を応援します



間接補助事業 申請受付期間 **令和6年6月7日(金) - 9月30日(月)17:00まで**

過去に「ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業助成金（しまね産業振興財団）」、「島根県ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金（島根県）」を受給された事業者は対象外です。

対象設備等 ユーティリティ設備、生産設備、EMS 等



業務用給湯器



業務用冷蔵庫



高効率空調



工作機械



EMS

全体のエネルギーコスト削減もしくは炭素生産性向上につながることを合理的に示す必要があります。

対象者 中小企業基本法第2条に定める中小企業者等のうち製造業者
(事業協同組合・企業組合・協同組合・商工組合・特定非営利活動法人を含む)
ただし、みなし大企業を除きます

公募期間 令和6年6月7日(金) - 9月30日(月) ※予算の上限に達し次第終了となります(※17:00必着)

第1次締切	令和6年6月21日(金)17:00まで	第4次締切	令和6年7月31日(水)17:00まで
第2次締切	令和6年7月1日(月)17:00まで	第5次締切	令和6年8月30日(金)17:00まで
第3次締切	令和6年7月16日(火)17:00まで	第6次締切	令和6年9月30日(月)17:00まで

書面審査

間接補助率 ■ 中小企業：1/2以内 ■ 小規模事業者：2/3以内

間接補助期間 交付決定の日から、最長で令和6年12月31日(火)まで
※事前着手制度を利用する場合は令和6年6月7日から

間接補助額 下限40万円～上限**500万円**



お問い合わせ先

島根県エネルギーコスト削減対策緊急支援事業事務局

TEL 050-2030-2706【電話受付時間 9:00～17:00 (土日祝日除く)】

E-mail: info@shimane-energycost-sakugentaisaku.com

<https://enecos.joho-shimane.or.jp/>



要件

内容	説明
①エネルギーコスト高騰の影響を受けていること	エネルギーコストとは、電気代及び燃料費並びに動力費（灯油、重油、ガス等）など、工場やプラントの機器を稼働運転、維持するために必要なコストをいいます。
②対象設備等を導入し、エネルギーコスト削減につながる取組であること	<p>全体のエネルギーコスト削減もしくは炭素生産性向上につながることを合理的に示していただく必要があります</p> <p>【設備更新の場合】 取組実施前後のエネルギー使用量</p> <p>【設備新設の場合】 取組実施前後の「エネルギー消費原単位改善率」及び「炭素生産性」</p> <p>いずれの場合も申請様式の項目に沿って入力いただければ自動計算されます。</p>
③事業の継続に必要であること	取引の確保・継続等から緊急性があること 雇用の維持・拡大に寄与すること など

対象設備等

内容	説明
ユーティリティ設備	<p>工場、プラントの機器の稼働運転、維持に必要な工業用水、燃料、蒸気、温水等を供給する設備</p> <p>例：高性能ボイラ、高効率コージェネレーション、低炭素工業炉、変圧器、冷凍冷蔵設備、産業用モーター、空気圧縮機（コンプレッサー）、産業ヒートポンプ、高効率空調、業務用給湯器、調光制御設備、照明設備（LEDに限る）など</p>
生産設備	<p>生産に必要な設備</p> <p>例：工作機械、プラスチック加工機械、プレス機械、ダイカストマシンなど</p>
EMS（エネルギーマネジメントシステム）	<p>施設内の使用電力の見える化や使用電力を自動的に監視・制御するシステム</p> <p>例：EMSソフトウェア（クラウドシステムサービス含む）、エッジコントローラー等ハードウェア、センサなど</p>
断熱塗装（遮熱塗装）	工場、事務所、倉庫等事業用施設に施工するもの（削減効果を客観的に示すことができるものに限り）

※エネルギーコスト削減率や炭素生産性の計算については、申請書に参考様式を用意しております。

※間接補助事業実施前のエネルギー使用量や実施後の見込み等の情報が必要です。

スケジュール

